

## JHF 慶弔見舞金規程

制定 1997年12月15日 理事会

施行 1997年12月15日 理事会

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、社団法人 日本ハンググライディング連盟（以下JHFという）の慶弔金及び災害見舞金の支給に関する事項を定めたものである。

### 第2章 金額

#### (結婚祝金)

第2条 JHFは職員が結婚する場合、次の各号に掲げる区分により結婚祝金を支給する。但し、再婚する場合は当該金額の半額とする。

- (1) 勤続2ヶ月以上 10,000円
- (2) 勤続1年以上 20,000円

2 JHFは職員同士が結婚する場合、それぞれの職員に対して前項の規程により結婚祝金を支給する。

#### (弔慰金)

第3条 JHFは職員が死亡した場合、次の各号に掲げる区分により弔慰金を支給する。

- (1) 業務上の災害又は疾病による場合
  - (ア) 勤続2ヶ月未満 30,000円
  - (イ) 勤続2ヶ月以上 50,000円
  - (ウ) 勤続1年以上 100,000円
- (2) 通勤途上災害又は私傷病による場合
  - (ア) 勤続2ヶ月未満 20,000円
  - (イ) 勤続2ヶ月以上 30,000円
  - (ウ) 勤続1年以上 50,000円

2 JHFは職員の家族が死亡した場合、次の各号に掲げる区分により弔慰金を支給する。

- (1) 職員の配偶者
  - (ア) 勤続2ヶ月以上 20,000円
  - (イ) 勤続1年以上 30,000円
- (2) 職員の父母若しくは子
  - (ア) 勤続2ヶ月以上 10,000円
  - (イ) 勤続1年以上 20,000円
- (3) 配偶者の父母若しくは兄弟姉妹、祖父母等で同居中の者
  - (ア) 勤続2ヶ月以上 5,000円
  - (イ) 勤続1年以上 10,000円

3 JHFは次の各号に掲げる者が死亡した場合、弔慰金10,000円（業務上の災害又は疾病による場合は、100,000円）を支給する。

- (1) 正会員の代表者
- (2) JHFの理事、監事
- (3) JHFの各委員会の委員
- (4) JHFに対して功労のあった者で、会長の認めるもの

#### (供花)

第4条 JHFは、前条第1項・2項・3項の弔事に対しては、会長名により花輪又は生花一基を供える。

#### (出産祝金)

第5条 JHFは、職員又は職員の配偶者が出産した場合は、次に掲げる出産祝金を支給する。  
10,000円

2 JHFは、職員又は職員の配偶者が死産又は産後2週間以内に産児が死亡したときは、第3条の弔慰金に代えて前項の金額を弔慰金として支給する。

- 3 第1項及び第2項の規定で、職員同士が該当する場合には、いずれか一方の職員に支給することとする。

(慶弔電報)

第6条 JHFは、第2条及び第3条に規定する慶弔事に対しては、会長名にて慶弔電報を打電する。

(傷病見舞金)

第7条 JHFは、勤続2カ月以上の職員が、通勤途上災害又は私傷病により、引き続き10日以上入院加療を要した場合は、傷病見舞金として、5,000円を支給する。

- 2 JHFは、職員が業務上の負傷又は傷病により、引き続き10日以上入院加療を要した場合は、次の各号に掲げる区分により、業務上傷病見舞金を支給する。

(1) 勤続1ケ年未満 30,000円

(2) 勤続1ケ年以上 50,000円

- 3 JHFは、第1項及び第2項の規定に関わらず、職員が同一傷病により、1年以内に再入院した場合は、傷病見舞金を支給しない。

(災害見舞金)

第8条 JHFは、職員が火災、地震、その他不慮の災害を受けた場合は、次の各号に掲げる区分による金額を上限として、災害の状況に応じて災害見舞金を支給する。

(1) 全焼、全壊、全流出 50,000円

(2) 半焼、半壊、半流出 30,000円

### 第3章 支給しない場合

(職員の故意又は重過失による場合の例外)

第9条 JHFは、第3条ないし第7・8条の弔慰金支給の要件となった災害、疾病等が職員の故意又は重大な過失に起因すると認めた場合は、当該弔慰金を支給しないことがある。

(支給申請手続き)

第10条 職員は、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条に規定する慶弔金支給要件が発生した場合は、所定の手続きにより速やかに、支給申請を行わなければならない。

- 2 JHFは、職員が前項に定める手続きを故意に怠った場合は、当該慶弔金を支給しないことがある。

- 3 申請書類は別に定める。